

- 4 農業集落排水施設整備事業については、合併時に統一する。
- 5 合併処理浄化槽設置整備事業については、合併時に再編統一する。

#### 23-17 農林水産事業関係

- 1 農業振興関係については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 農業振興地域整備計画については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整し、新たに計画を策定する。
  - (2) 水田農業構造改革対策については、現行のとおり引き継ぐ。
  - (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、合併時に再編統一する。
  - (4) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (5) 有害鳥獣駆除関係については、合併時に再編統一する。
  - (6) 生活研究グループ等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに統合できるよう調整に努める。
  - (7) 農業関係団体への補助金、負担金等については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 2 土地改良関係については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 国庫補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、市町上乗せ分については、継続事業は現行のとおり引き継ぎ、新規事業は合併時に再編調整する。
  - (2) 単独県費補助事業については、合併時に大野原町の例により統一する。
  - (3) 市町単独事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (4) 土地改良区関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
  - (5) 香川用水関係事業については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (6) 災害復旧事業については、合併時に再編統一する。
- 3 林務・水産関係については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 林業関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

- (2) 水産関係団体については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 国庫補助事業・単独県費補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 漁港・海岸の占用料については、合併時に観音寺市の例により統一する。

#### 23-18 商工観光事業関係

- 1 商工業の融資等については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 小口融資制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (2) 市町単独事業については、合併時に観音寺市の例により統一する。
  - (3) 中小企業融資審査委員会については、合併時に再編統一する。
- 2 商工業の振興については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 商工会、商工会議所については、将来の統合に向けて検討が行われるよう調整に努める。
  - (2) 商店街等活性化促進事業については、新市において観音寺市の例により実施する。
  - (3) 企業振興奨励金制度については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
- 3 中心市街地活性化事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- 4 観光事業については、次のとおり取り扱うものとする。
  - (1) 観光協会については、現行のとおり引き継ぎ、新市において速やかに再編調整する。
  - (2) イベント関係事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

#### 23-19 建設事業関係

- 1 道路認定については、合併時に再編統一する。
- 2 国庫補助事業・単独県費補助事業等道路新設改良事業については、継続事業は新市に引き継ぎ、新規事業は新市において調整する。
- 3 急傾斜地崩壊防止対策事業については、合併時に再編統一する。